4　前二項の許可を受けようとする会員は、次に掲げる事項を記載した閲覧・謄写申請書を本会に提出して申請しなければならない。
一　申請する会員の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）及び事務所
二　申請年月日
三　閲覧又は謄写を求める判決書の管理番号
四　閲覧又は謄写の別
五　自己が担当する刑事事件のために判決書の閲覧、謄写又は利用をする場合にあっては、その旨並びに事件番号その他当該事件を特定するに足りる事項及び謄写した判決書の利用方法
六　本会又は弁護士会が主催する研修のために判決書の閲覧、謄写又は利用をする場合にあっては、その旨並びに研修の名称その他当該研修を特定するに足りる事項及び謄写した判決書の利用方法
5　前項の閲覧・謄写申請書の様式については、会長が別に細則で定める。
（研究者によるデータベースの利用、判決書の閲覧及び謄写等）
第七条　会長は、大学その他の研究機関において教授、准教授その他の研究者として裁判員裁判に関する研究をしている者（以下「研究者」という。）から量刑データベースの利用を求められた場合は、これを許可することができる。
2　前項の許可を受けようとする研究者は、次に掲げる事項を記載した量刑データベース利用申請書を本会に提出して申請しなければならない。
一　申請する研究者の氏名及び住所
二　所属する大学その他の研究機関の名称
三　申請年月日
3　研究者が前項の申請をする場合には、量刑データベースの利用によって知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らさない旨並びに閲覧又は謄写によって取得した情報又は謄写した判決書について、同項第四号に規定する目的又は利用方法以外の目的又は利用方法で使用しない旨を誓約し、かつ、その旨の書面を本会に提出してしなければならない。
4　会長は、第一項の許可を受けた研究者（以下「登録研究者」という。）から第五条の規定により本会に保管されている判決書の閲覧又は謄写を求められた場合は、これを許可することができる。
5　前項の許可を受けようとする登録研究者は、次に掲げる事項を記載した閲覧・謄写申請書を本会に提出して申請しなければならない。
一　第二項各号に掲げる事項
二　閲覧又は謄写を求める判決書の管理番号
三　閲覧又は謄写の別
四　閲覧又は謄写の目的及び利用方法
6　研究者が前項の申請をする場合には、閲覧又は謄写によって知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らさない旨並びに閲覧又は謄写によって取得した情報又は謄写した判決書について、同項第四号に規定する目的又は利用方法以外の目的又は利用方法で使用しない旨を誓約し、かつ、その旨の書面を本会に提出してしなければならない。
7　第二項の量刑データベース利用申請書及び第五項の閲覧・謄写申請書の様式については、会長が別に細則で定める。
（申請の許可）
第八条　会長は、本会が前二条に規定する量刑データベースの利用の申請又は閲覧若しくは謄写の申請を受けたときは、速やかに、申請に係る量刑データベースの利用の可否又は判決書の閲覧若しくは謄写の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。
2　会長は、前項の規定により量刑データベースの利用又は閲覧若しくは謄写を許可する場合には、これに条件を付することができる。
3　会長は、第一項の規定により量刑データベースの利用又は閲覧若しくは謄写を許可した後に、当該許可に係る第六条第四項の閲覧・謄写申請書、前条第二項の量刑データベース利用申請書又は同条第五項の閲覧・謄写申請書に虚偽の記載があることその他当該申請に重大な瑕疵があることが判明したとき、申請者が前項の規定により付された条件に違反したときその他特別の事情が生じたときは、当該許可の内容を変更し、又は当該許可を取り消すことができる。
（閲覧又は謄写の方法等）
第九条　判決書の閲覧又は謄写は、本会が指定する日時、場所及び方法によるものとする。
2　前条第一項の規定により判決書の閲覧又は謄写の許可を受けた会員又は登録研究者は、会長が別に細則で定める費用を本会に納付しなければならない。
（事件関係者のプライバシーに対する配慮）
第十条　本会が量刑データベースを運用し、及び管理し、判決書を保管し、並びにこれを会員又は登録研究者に閲覧又は謄写をさせるに当たっては、当該事件関係者のプライバシーが不当に侵害されることがないよう、その匿名性の確保に十分な配慮をしなければならない。
（守秘義務等）
第十一条　量刑データベースを利用し、又は判決書の閲覧若しくは謄写をした会員は、これによって知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。
2　判決書の閲覧又は謄写をした会員は、閲覧又は謄写によって取得した情報又は謄写した判決書について、当該閲覧又は謄写にかかる申請について本会に提出した第六条第四項の閲覧・謄写申請書に記載した同項第五号又は第六号の利用方法以外の方法で使用してはならない。
（違反に対する措置）
第十二条　会長は、次に掲げる場合には、当該会員又は登録研究者に対し、相当の期間を定めて量刑データベースの利用を停止し、かつ、その間においては判決書の閲覧又は謄写をさせない旨の決定をすることができる。この場合においては、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。
一　量刑データベースの利用又は判決書の閲覧若しくは謄写の申請又は許可に関し、第八条第三項に規定する特別の事情が生じたとき。
二　量刑データベースを利用し、又は判決書の閲覧若しくは謄写をした会員が、前条の規定に違反したとき。
三　量刑データベースを利用し、又は判決書の閲覧若しくは謄写をした登録研究者が、第七条第三項又は第六項に規定する誓約に違反したとき。
2　会長は、前項の決定をしたときは、速やかに、その旨及びその内容を、当該会員又は登録研究者に通知するものとする。
附　則
この規則は、平成二十三年二月十八日から施行する。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳から60歳程度の男性と推定、身長165cm、所持金品なし
上記の者は、平成23年1月14日、日光市中宮祠2479番地2株式会社丸沼華厳エレベーター営業所観瀑台東方約100メートルの古河日光発電所の取水口で死体を発見されました。死亡日時は死後約3ケ月程度と推定されます。
遺体は火葬に付し、遺骨は日光市営鬼怒川霊園内の納骨堂に保管してありますので、心当りの方は、日光市健康福祉部生活福祉課まで申し出てください。
平成23年3月11日
栃木県　日光市長　斎藤　文夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳代以上の男性、身長約156cm位、着衣は白色Tシャツ、長ズボン、黒サンダル
上記の者は、平成23年1月18日千葉県柚ケ浦市代宿にて白骨化した状態で発見されました。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は当市無縁墓地に納骨してありますので、心当たりの方は当市福祉部地域福祉課まで申し出てください。
平成23年3月11日
千葉県　柚ケ浦市長　出口　清